

平成23年度  
実施事業

事務事業名 住宅改修支援事業費

区分	No	名称
章	1	やさしさと共生するまち
節	3	誰もが安心して暮らせるまちをつくる
施策	2	高齢者福祉の確立
小分類	1	長寿社会の基盤づくり
主要な施策	3	高齢者の生活基盤の整備
事務事業番号	001	事業開始年度 平成 12 年度 事業終了年度 平成 - 年度 会計種別 介護保険特別会計

部 名	保健福祉部	グループ名	高齢・介護G
-----	-------	-------	--------

事務事業の概要

《Plan・Do》

目的	(事務事業の実施目的を具体的に記入してください)
	住宅改修を希望する要介護認定者等に対し、介護保険制度の活用に関する助言を行う居宅介護支援事業者等を支援することにより、要介護認定者等が住み慣れた居宅での生活を維持し、高齢者の保健福祉の向上を図る。
事業内容及び実績	(事業内容及び平成23年度の実績を具体的に記入してください)
	介護サービスにおける住宅改修を行う際には、「住宅改修が必要な理由書」等が必要となっている。居宅介護支援の提供を受けていない要介護認定者等が住宅改修を行う場合に、「住宅改修が必要な理由書」を作成する介護支援専門員等に対し、作成手数料を支払う。 平成23年度については、前年より増加（決算見込）となっており、介護サービスにおける住宅改修の件数も増加傾向にある。
今後の方向性	(次年度以降の事業展開における改善など今後の方向性を具体的に記入してください)
	要介護（要支援）認定者数が増加傾向にあること、またそれに伴い介護サービスにおける住宅改修も増加傾向にあることから、今後も必要な事業であると考えられる。
根拠法令等	(事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称を全て記入してください)
	介護保険法、登別市住宅改修支援事業取扱要領

事業費（財源内訳）の推移

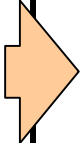
《Plan・Do》

区分		単位	H22年度 決算	H23年度 決算	H24年度 当初予算	H25年度 見込	H26年度 見込
国庫支出金	名称 地域支援事業交付金	千円	20	28	24	24	24
道支出金	名称 地域支援事業交付金	千円	10	14	12	12	12
地方債	名称	千円					
その他	名称	千円					
一般財源	名称	千円	20	28	24	24	24
事業費 合計			50	70	60	60	60

指標の推移

《Check》

区分		単位	区分	22年度 実績	23年度 実績	24年度 目標	25年度 目標	26年度 目標
成果 指標	住宅改修が必要な理由書の作成件数 (年度ベース)	件	目標値	30	30	30	30	30
			実績値	25	35			
			目標値					
			実績値					

現況		《Check》
現状の状態、問題点、課題等《事業前》	具体的な対策、解決の方向性《事業後》	
<p>「住宅改修が必要な理由書作成書」の作成料は、介護保険制度創設時には無報酬であった。</p>		<p>「住宅改修が必要な理由書作成書」の作成料を支払うことにより、居宅介護支援の提供を受けていない要介護者が住宅改修を行う場合に、改修内容や申請手続きの円滑化が図られる。</p>

担当グループによる事務事業評価の内容（複数回答可） 《Check》

1. 事務事業の妥当性について									
市が事業主体として実施していくべき妥当性の高い事業ですか？		<table border="1"> <tr><td>市が主体に行うべき事業である</td></tr> <tr><td>民間(事業者、市民団体等)でも実施可能である</td></tr> <tr><td>国、道、他団体等との連携や広域化が可能である</td></tr> <tr><td>国、道、民間等の事業と重複・類似している</td></tr> </table>	市が主体に行うべき事業である	民間(事業者、市民団体等)でも実施可能である	国、道、他団体等との連携や広域化が可能である	国、道、民間等の事業と重複・類似している	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #f4a460;">判断理由及びその他所見</td> <td>介護保険法における地域支援事業（任意事業）に位置づけられた事業であり、国費40%、道費20%を財源としているため。</td> </tr> </table>	判断理由及びその他所見	介護保険法における地域支援事業（任意事業）に位置づけられた事業であり、国費40%、道費20%を財源としているため。
市が主体に行うべき事業である									
民間(事業者、市民団体等)でも実施可能である									
国、道、他団体等との連携や広域化が可能である									
国、道、民間等の事業と重複・類似している									
判断理由及びその他所見	介護保険法における地域支援事業（任意事業）に位置づけられた事業であり、国費40%、道費20%を財源としているため。								
2. 事務事業の必要性について									
市民ニーズの状況等から勘案して、必要性の高い事業ですか？		<table border="1"> <tr><td>市民、団体等から具体的な要望がある</td></tr> <tr><td>市民アンケートの結果から必要性が高い</td></tr> <tr><td>社会情勢、地域事情等から必要性が高い</td></tr> <tr><td>市民の大部分が関連することから必要性が高い</td></tr> </table>	市民、団体等から具体的な要望がある	市民アンケートの結果から必要性が高い	社会情勢、地域事情等から必要性が高い	市民の大部分が関連することから必要性が高い	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #f4a460;">判断理由及びその他所見</td> <td>要介護（要支援）認定者数が増加傾向にあること、またそれに伴い、介護サービスにおける住宅改修も増加傾向にあることから必要性が高いと考えられる。</td> </tr> </table>	判断理由及びその他所見	要介護（要支援）認定者数が増加傾向にあること、またそれに伴い、介護サービスにおける住宅改修も増加傾向にあることから必要性が高いと考えられる。
市民、団体等から具体的な要望がある									
市民アンケートの結果から必要性が高い									
社会情勢、地域事情等から必要性が高い									
市民の大部分が関連することから必要性が高い									
判断理由及びその他所見	要介護（要支援）認定者数が増加傾向にあること、またそれに伴い、介護サービスにおける住宅改修も増加傾向にあることから必要性が高いと考えられる。								
3. 事務事業の効率性について									
事業内容とコスト(事業費)のバランスがよい効率性の高い事業ですか？		<table border="1"> <tr><td>低予算、少労力で高い効果をあげている</td></tr> <tr><td>市で実施するほうが民間委託より効率性が高い</td></tr> <tr><td>多額の経費や労力を要するがやむを得ない</td></tr> <tr><td>将来的に効率性を向上できる</td></tr> </table>	低予算、少労力で高い効果をあげている	市で実施するほうが民間委託より効率性が高い	多額の経費や労力を要するがやむを得ない	将来的に効率性を向上できる	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #f4a460;">判断理由及びその他所見</td> <td>手数料のみの予算計上であり、また人工、所要時間についても最低限の事務量となっている。</td> </tr> </table>	判断理由及びその他所見	手数料のみの予算計上であり、また人工、所要時間についても最低限の事務量となっている。
低予算、少労力で高い効果をあげている									
市で実施するほうが民間委託より効率性が高い									
多額の経費や労力を要するがやむを得ない									
将来的に効率性を向上できる									
判断理由及びその他所見	手数料のみの予算計上であり、また人工、所要時間についても最低限の事務量となっている。								
4. 事務事業の成果について									
目的を達成するための成果はあがっていますか？		<table border="1"> <tr><td>成果指標の向上が見られる</td></tr> <tr><td>市民、団体等の声から成果を感じられる</td></tr> <tr><td>目に見える形で成果があがっている</td></tr> <tr><td>成果の把握は困難である</td></tr> </table>	成果指標の向上が見られる	市民、団体等の声から成果を感じられる	目に見える形で成果があがっている	成果の把握は困難である	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #f4a460;">判断理由及びその他所見</td> <td>要介護認定者等が住宅改修を行う場合に、改修内容や申請手続きの円滑化が図られている。</td> </tr> </table>	判断理由及びその他所見	要介護認定者等が住宅改修を行う場合に、改修内容や申請手続きの円滑化が図られている。
成果指標の向上が見られる									
市民、団体等の声から成果を感じられる									
目に見える形で成果があがっている									
成果の把握は困難である									
判断理由及びその他所見	要介護認定者等が住宅改修を行う場合に、改修内容や申請手続きの円滑化が図られている。								

担当グループによる評価 《Check》

維持	左記の評価を選択した具体的な理由（根拠）	要介護（要支援）認定者数が増加傾向にあること、またそれに伴い介護サービスにおける住宅改修も増加傾向にあることから、ますます改修内容や申請手続きの円滑化が求められ、必要性が高い事業と考えられる。
----	----------------------	--

行政評価会議による評価 《Check》

維持	備考	
----	----	--